

## 小笠原諸島振興開発基本方針目次

## I 序 文

## II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

## 1 小笠原諸島の特殊事情とその役割

(1) 地理的特殊事情とその役割

(2) 自然的特殊事情とその役割

(3) 歴史的・社会的特殊事情とその役割

## 2 振興開発の意義

## 3 振興開発施策の方向

(1) 小笠原諸島における生活の利便性の向上

(2) 小笠原諸島の特性を生かした産業の振興及び雇用の拡大

(3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

## III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

## 1 土地の利用に関する基本的な事項

## 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

(1) 交通の確保

(2) 情報通信の確保

(3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

## 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

## 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

## 5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

## 6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

## 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

## 8 医療の確保等に関する基本的な事項

## 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

## 10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

## 11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

## 12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

## 13 観光の開発に関する基本的な事項

## 14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

## 15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

## 16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

## 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

## IV 小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

## 小笠原諸島振興開発基本方針

### I 序 文

昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、住民が戦後すぐには帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的的特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、交通アクセスの整備のほか、保健・福祉・医療の充実や、公共施設の老朽化、帰島の促進等といった課題が依然として存在し、経済面・生活面での本土との諸格差が未だに残されている。加えて、東日本大震災発生時に島内に実際の被害が発生したことも踏まえ、今後、南海トラフ地震等の大規模災害に対しての備えが喫緊の課題となっている。

今後は、引き続き定住環境の整備を図るとともに、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、利便性の向上等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

このような背景を踏まえ、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号。以下「法」という。）が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、小笠原諸島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとしたところである。

本基本方針は、法第5条に基づき、国が考える小笠原諸島振興開発の意義及び方向を示すとともに、東京都が振興開発計画の策定を行うに当たっての指針となるべき基本的事項について定めたものである。

小笠原村においては、本基本方針の趣旨を十分踏まえて、住民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることにより、住民、関係団体等多様な主体の参画の下で振興開発計画の案を作成することが期待される。また、東京都においては、本基本方針に基づき、小笠原村が作成する振興開発計画の案の内容をできる限り反映させつつ、法の趣旨を踏まえた小笠原諸島の振興開発施策を具体的に記載するものとして振興開発計画を策定することが期待される。

### II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

#### 1 小笠原諸島の特殊事情とその役割

小笠原諸島は、我が国の離島の中でも際だった地理的、自然的、社会的及び歴史的的特殊事情を抱えるとともに、これらの特殊事情に由来する我が国にとって重要な役割を担っている。

### (1) 地理的特殊事情とその役割

小笠原諸島は、東京から南に約 1,000km 離れた太平洋上に位置する父島列島及び母島列島を中心に、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含めて 30 余の島々で構成されている。また、我が国の排他的経済水域の約 3 割を確保している地域であり、水産資源や鉱物資源等の開発可能性を秘めた、太平洋における経済的要衝となっている。最近では西之島において火山活動により陸地が新たに形成され、今後も安定して存在した場合には我が国の領海及び排他的経済水域が拡大する可能性もある。

また、小笠原諸島周辺海域は、19 世紀の欧米の捕鯨船の活動以来、現在も豊かな漁場として他県船が数多く操業しているほか、国籍を問わず付近を航行する船舶も多い。そのため、台風の発生時や、船内で急病人が発生した場合に、これらの船舶が同諸島に避難、寄港することもある等、同諸島は太平洋における海上交通の要衝として、世界的にも重要な地域である。

しかし一方で、小笠原諸島には現在でも航空路が整備されていないため、人口集積地からの時間的距離としては、世界的に見ても極めて隔絶した外海離島である。同諸島への交通手段は、片道約 26 時間の行程を要する約 1 週間に 1 便の定期船「おがさわら丸」に限定されており、これが、住民及び観光客の輸送はもとより、生鮮食料品を始め住民の生活必需品の運搬を担っている。

### (2) 自然的特殊事情とその役割

小笠原諸島は、亜熱帯地域に属しているため、冬でも温暖な気候であるが、周辺海域は発達中の台風が通過する台風常襲地域となっている。また、同諸島には本土には生息していない病害虫が生息し、島内の農作物の一部が本土への持ち込みを禁止される等、同諸島は植物防疫面での制約を受けている。

一方、小笠原諸島は、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であるため、同諸島の野生動植物は独自の進化を遂げ、特異な島しょ生態系を形成し、また、絶滅危惧種が数多く生息・生育するとともに、特異な地質・地形を有する等、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫となっている。

このため、昭和 47 年に同諸島の約 6 割、父島・母島・聳島各列島の約 8 割に及ぶ区域が国立公園に指定され、平成 21 年の公園計画の見直しが行われた後、平成 23 年には世界遺産条約に基づく世界遺産一覧表に我が国 4 番目の世界自然遺産として記載され、国立公園の陸域とほぼ同等の区域及び周辺の海域の一部が世界自然遺産区域となった。

### (3) 歴史的・社会的特殊事情とその役割

昭和 19 年の段階で小笠原諸島には、ハワイ等からの入植者を含む約 7 千 7 百人の住民が生活していたが、同年強制疎開により、軍属を除く約 7 千人の住民が本土に引き揚げることとなった。終戦後、米軍の直接統治下、残された軍属も本土に送還され、住民は一時同諸島に不在となった。昭和 21 年 10 月、欧米系住民の帰島は認められたものの、日本人住民の帰島は認められず、23 年間の空白を経て昭和 43 年 6 月の日本復帰後、ようやく日本人住民の帰島が認められるところとなったが、同諸島には、このような歴史を経て、第二次世界大戦の状況を現在に伝える貴

重なる遺跡が多く存在している。

また、太平洋の島々との交流等によりもたらされた文化と日本の文化が融合し、南洋踊り、小笠原の民謡（ともに東京都無形民俗文化財）等の独特の文化が存在している。

## 2 振興開発の意義

小笠原諸島は、上記1で示したように、我が国南東方面の要衝であり、排他的経済水域の確保等に重要な役割を果たしている地域である。この地域で一般住民が暮らし、実際に諸活動を営んでいることは、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、密入国・密輸を防止すること等にも寄与するものであり、我が国の安全の確保や排他的経済水域等の保全、同諸島周辺海域の航海と漁業従事者の安全、自然環境の保全・再生や文化の継承等の役割を果たしていく上で重要である。

しかしながら、本土との間の交通アクセスの改善の必要性があるほか、医療や福祉等の生活環境面で大きな格差があること、また、雇用の場が十分でないこと等から高校卒業生の多くが島を離れていること等が同諸島での定住を促進する上で大きな課題となっている。

このため、小笠原諸島の振興開発により、その自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることが重要となっている。

## 3 振興開発施策の方向

今後の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、定住の促進を図ることが必要である。その際、新たに創設された産業振興促進計画認定制度を積極的に活用して、地域が主体的に産業の振興に取り組んでいくことが重要である。併せて、施設の老朽化対策等を含めた社会資本等の整備及び維持管理を引き続き行っていくことも重要である。

以上を踏まえ、本基本方針及び東京都が定める振興開発計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

### (1) 小笠原諸島における生活の利便性の向上

小笠原諸島では復帰後45年を迎え、本土との間の交通アクセスの改善を図る必要があるほか、住民の今後の高齢化の進展等を踏まえた保健・医療・福祉の充実、公共施設の老朽化、南海トラフ地震の発生時に想定される大規模津波等の災害への対策等が課題となっている。

そのため、必要な社会資本の整備及び維持管理を引き続き行うとともに、小笠原諸島における住民生活の安定及び福祉の向上を図るため、介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育等の定住環境の改善を図り、住民の生活の利便性向上を目指す。この際、同諸島の豊かな自然と共生することに配慮する。

### (2) 小笠原諸島の特性を生かした産業の振興及び雇用の拡大

小笠原諸島においては、同諸島の地理的、自然的特性を生かして産業の育成及び活性化を行い、雇用の拡大を図る必要がある。

具体的には、観光については、世界自然遺産登録以降観光客が増加していること

も踏まえ、観光ニーズの更なる掘り起こしや受け入れ環境の整備（定期船やクルーズ船により来島する高齢者や外国人旅行者等への受け入れ環境の整備）等新たな観光振興策により積極的に取り組む。また、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズム等小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。

農業、漁業については、生産基盤の整備や新規就業者確保等のための環境整備に引き続き取り組むとともに、小笠原諸島特有の農水産資源を観光産業等に活用することにより6次産業化を図り、農作物及び水産物の資源賦存状況を把握しつつブランド化を目指す。

この際、地域の自立的発展を実現するためには、小笠原諸島の事情に通じ、島の活性化に対する意欲あふれる関係者の積極的な参加により、地元が主体となった地域づくりを行うことが重要である。このため、行政機関だけでなく、地元の住民、観光協会や商工会等の産業・商業団体、自然保護等を目的に活動しているNPO等が互いに連携・協力し合うとともに、創意工夫をしながら振興開発施策を行う。また、持続的な地域づくりのため、これらの取組を行う人材の確保及び育成にも力を入れる。

### **(3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生**

小笠原諸島は亜熱帯地域に属し、気候は海洋性気候であり、固有の野生動植物を始め、絶滅危惧種が数多く生息・生育する等豊かな自然環境を有する極めて貴重な地域であり、世界自然遺産にも登録されている。このような世界的価値を有する自然環境を保全し、再生し、継承していくためには、世界遺産委員会の決議を踏まえた外来種対策や開発における適切な環境配慮等、自然と調和・共生する取組を継続して進めていく必要がある。また、こうした自然環境の価値や保全等の取組を世界に発信し、広く普及させることが必要である。

## **Ⅲ 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項**

小笠原諸島の振興開発を図るための各分野における基本的な事項は、以下のとおりである。振興開発のための個々の事業の実施に当たっては、国の支援措置等を有効活用しつつ、東京都、小笠原村、民間からなる各事業主体間及び事業間の連携を強化し、ソフト・ハードの両面から、効率的・効果的な施策展開に努める。その際、小笠原村は、産業振興促進計画認定制度を効果的に活用することが期待される。

なお、振興開発計画は、地元の発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであるため、振興開発の意義及び方向に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、振興開発計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

### **1 土地の利用に関する基本的な事項**

振興開発施策の実施に当たっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて定住環境の整備、農業経営等に必要な土地（公有水面を含む。以下同じ。）を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振

興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させる等、土地資源の有効活用を図る。

## 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

### (1) 交通の確保

小笠原諸島における住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るためには、交通利便性の確保が重要である。

道路及び港湾施設については、小笠原諸島の自然環境や景観に配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために必要な施設の整備を図る。

東京から南に約 1,000km 離れた遠隔外海離島である小笠原諸島にとって、高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題である。

現在唯一の定期交通手段である航路については、船舶の経年劣化を踏まえた代替船の整備に当たり、世界自然遺産登録以降の島を取り巻く環境の変化、住民・来島者のニーズの変化等を考慮しつつ検討を行い、それに基づき更新を図る。

航空路の開設に関し、地元の意見と自然保護に十分配慮しつつ、本土の医療を受ける機会の提供など安心して暮らせる生活環境の確保と産業振興を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等の課題について調査・検討していく。その際、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。

### (2) 情報通信の確保

高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、医療や教育への活用のほか、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を広く知らしめることを可能とするものである。そのため、平成23年に高速大容量化された情報通信基盤を活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。

### (3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化

地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。

## 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

産業振興については、小笠原諸島の地域資源と創意工夫を生かし、観光業等と連携しつつ、農林水産業、商工業等産業全体の活性化を図る。

特に、農業及び水産業については、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行うとともに、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚類一本釣り漁業などを行っている。今後も産業基盤の整備や新規就業者確保等のための環境

整備に取り組むとともに、産業間の連携を推進し、6次産業化や更なる地域特産品の開発及び流通の促進を図り、小笠原ブランドとしての定着、普及を図るとともに、地産・地消体制を強化する。

#### 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

小笠原諸島への定住促進を図る点からも同諸島へのUターン・Iターンの受入れ環境の整備が重要であり、その中でも地域における雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題の一つである。このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により、新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用して新規漁業就労者の確保・育成に取り組む等の施策を進める。

#### 5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上のため、公営の住宅、上下水道、医療施設等の諸施設について、老朽化対策等も含めて整備・充実を図る。

#### 6 保健衛生の向上に関する基本的な事項

定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防への取組を促進する。

#### 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。

また、保育施設の整備をはじめとして、子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制を構築し、児童福祉の充実を図る。

さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。

なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

#### 8 医療の確保等に関する基本的な事項

医療については、小笠原村の診療所は一次医療機関であるとともに、小笠原諸島周辺海域における唯一の医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等の対策は重要な課題である。このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。

また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、東京都が医療計画を策定するに当たっては、小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をすることが重要である。

なお、他の地域との間の保健医療サービスを受けるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

## 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

小笠原諸島は平成23年に世界自然遺産に登録されており、その世界的価値を有する自然の保全や再生、継承の必要性が一層高まっている。そのため、自然環境の保全・再生については、小笠原諸島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等の促進を図る。各種事業の実施に当たっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。

また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。

## 10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、小笠原諸島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、自然環境や景観との調和を図りつつ、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や同諸島周辺での再生可能エネルギーの活用等地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。

また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図ることが重要である。

なお、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画（平成22年7月13日閣議決定）」（低潮線保全基本計画）の中で、特定離島（沖ノ鳥島及び南鳥島）における活動目標の一つとして、海洋における再生可能エネルギー技術（波力発電・潮力発電等）の実用化に向けた取組が掲げられていることにも留意しつつ、このような技術の活用の検討を進める。

## 11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

小笠原諸島は、台風の常襲地域であることはもとより、南海トラフ地震に伴う大規模津波等による被害が予想されることを踏まえ、自然環境や景観との調和を図りつつ、避難道路・港湾施設の整備や公共施設の高台への移転、避難救援体制の充実、緊急時のエネルギーの安定供給等の総合的な防災・減災対策を講じ、住民等の安全確保を図る。



## 12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

教育については、公立学校施設の整備・充実を図るとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。

母島に高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮が必要である。

文化の振興については、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。

また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していくことも効果的であり、このような方向性について検討を行う。

## 13 観光の開発に関する基本的な事項

観光は、地理的・自然的特性からもたらされる小笠原諸島の持つ魅力を最も生かすことができる産業である。特に、平成23年に世界自然遺産への登録がなされたことにより、定期船による観光客のみならず、クルーズ船の寄港数も増大し、また、客層が若年層だけでなく中高年層にまで広がるとともに、夏季のみならず一年を通じ安定して観光客が来訪する傾向が見られる。このような状況を踏まえて、今後は、歴史や文化に触れ、知的好奇心に応える観光コースの開発等多種多様な観光ニーズの掘り起こしや受け入れ環境の整備を、外部の人材を含めた多様な主体の連携によりさらに一層進めるとともに、国内外に向けた情報発信の強化・充実による観光地としての知名度・評価の向上を図る。

また、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムの推進を図り、小笠原諸島の貴重な自然環境保全と両立した観光の振興に取り組むため、エコツアーガイド制度の推進やガイドの育成に向けた取組等を推進する。さらに、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度（一定の研修を受けた者を配置することで宿泊業者による地域内の旅行の手配を可能とする旅行業法の特例や、一定の研修を受けることで外国人旅行者への有償ガイドが可能となる通訳案内士法の特例）等を活用することにより、来島者の利便性・快適性を向上させ、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。

なお、現行の小笠原航路については、より一層の利便性・快適性の向上を目指す。

## 14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

地域の特性を魅力として生かし、世界自然遺産登録による知名度の向上を踏まえ、観光はもとより、小笠原諸島の自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口を拡大することは、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立的発展の促進に向けた振興開発を図る上で非常に重要である。

このため、彼らとの交流活動を通じ、これまで住民が気が付かなかった小笠原諸島の有する地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等について国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。

中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を生かした交流の実践に向けて検討を行う。

加えて、都会の子供達が小笠原諸島の自然や生活環境の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育旅行や体験学習の場として定着するよう同諸島をPRしていく。

#### 15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

小笠原諸島については、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等の地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立的発展を促進することとしているが、創意工夫を生かした地域主体の振興開発を図る上で、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。

このため、外部との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、小笠原諸島に対する愛着と島おこしにかける熱意を持ち、島を離れた後においても島外住民や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしに当たることのできる人材について、幼少年期の段階から配慮しつつ確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドの育成や特産品の開発等の産業振興に取り組む人材の育成等に取り組むほか、新たに創設された産業振興促進計画認定制度に基づく特例措置を活用の上、宿泊施設において地域内の旅行を手配する人材や外国人旅行者への有償ガイドを行う良質な人材の確保・育成を推進する。

また、研修活動の促進により農林水産業従事者の育成を図る。

#### 16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、参加する関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。

#### 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項

旧島民の高齢化の進展を踏まえ、高齢者の状況に配慮しつつ帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくための環境整備を進める。

また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずる。

### IV 小笠原諸島の振興開発に関するその他の事項

東京都は、小笠原村と連携して、振興開発計画に掲げる事業の目的を明確化する成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について定期的に評価を行うこと等のフォローアップを行うことが望ましい。